

第1回(3頁) 定例会市議会で審議

主な議案について報告

H28年度第1回定例会市議会は、2月23日に開会し、新年度の各会計予算案や条例制定議案が提案、審議が行なわれました。その主な議案内容と審議の概要について報告致します。

新しく市条例を制定した議案についての報告

今度の議会において、新しく市条例を制定したものは、行政不服審査法に関連条例1本といじめ防止に関する条例3本の合計4本でした。

行政不服審査

関連条例について

行政不服審査法に関する関連法が、52年ぶりに改正(H26年6月)されました。それに伴って市条例を制定するものであります。

今回の法律改正は、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大、以上の観点を重視していると言われております。

具体的には、8点の改正がありますが、主には次の3点が重要です。

審理員制度を導入

改正前の制度では、市民が市の処分に不服を申立て、それを審理するのは、審査庁(市)が行なうことになっており、その上にその処分に参与した職員が審理に加わることにしても何らの法令上の制約がなく、市民にとって公正性に欠けていたものでした。

改正後は、審理員制度を導入し、審査庁(市)の職員であるが、その処分に参与していない職員から審理員を選任し、審理に当たらせ、審査庁(市)へ裁決の案を提示することになります。

行政不服審査を

設置する!

地方公共団体(市)は、法律の規定によって、第三者機関である、「行政

不服審査会」を設置しなければなりません。

高石市では、今回の議案で、「行政不服審査会条例」を新しく制定しました。審査会の内容は、委員を5人以内で構成し、審査庁からの諮問に応じ、調査審議し、答申する、としています。

行政不服審査制度の

変更による影響!

今回の制度改正による、市に関連する事業については、次のように考えられます。①固定資産評価、②職員の給与、③市税、④職員の退職手当、⑤職員の人事行政公表、⑥消防団の公務災害補償等です。

但し、情報公開条例、個人情報保護条例に関しては、「不服申立て」の文言が「審査請求」に変更されますが、「審理手続」に関する規定の適用除外が設けられており、従来通りの手続になります。

改正前と改正後の図表を掲載しておきます。

いじめ問題対策に関

する条例について

いじめ防止対策推進法の制定に基づき、高石市に3つの機関を設置するものです。

①「対策連絡協議会」 「いじめ問題対策連絡協議会条例」は、名称の様に、教育委員会事務局、

小中学校長会、子ども家庭センター、民生児童委員協議会、市保健福祉部、市社会福祉協議会、和泉保健所、市医師会、高石警察、法務局堺支局、人権擁護委員協議会から委員20人以内を選任し、協議会を組織します。

そして、必要な事項を協議、連絡調整を行います。

この協議会の庶務は、教育委員会事務局が担います。

②「対策推進委員会」 「いじめ防止対策推進

委員会条例」は、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止等の対策や教育委員会が必要と認める事項を調査審議し、答申することです。

委員は7人以内で、学識経験者等から教育委員会が任命し、組織します。

この委員会の庶務は、教育委員会事務局が行います。

③「再調査委員会」 「いじめ問題再調査委

員会条例」は、市長の諮問に応じて、いじめ問題の事故調査結果について、再調査し、答申するものです。

委員は7人以内で、市長が任命します。

この委員会の庶務は、市総務部が担当します。

党市議団は「専委

員会」の設置を提案!

党市議団は、今回提案された3つの条例案に賛成しました。

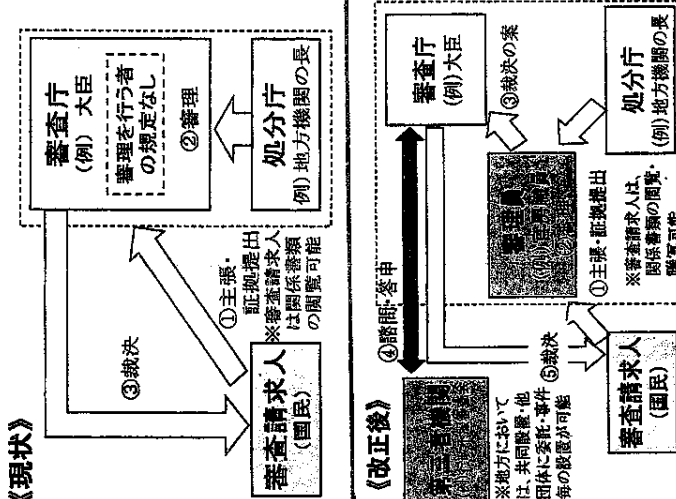
全国的には、学校や教育委員会にも属しない、いじめ問題に専門的に対応する、第三者機関「いじめ防止専門委員会」を

設置しています。

この専門委員会は、弁護士や臨床心理士などの専門家などに就任してもらい、いじめ問題の「通報や相談」事案について、

調査、助言、支援を行なう委員会です。

私たちは、高石市にもこのような「専門委員会」の設置が必要と考えて提案しました。



市条例の一部改正関係の主な議案について

市条例の一部を改正する条例も提案されました。その主なものの概略を報告します。

農業委員会に

関する条例

市農業委員会の委員の定数に関する条例は、10人ですが、これまでは農業従事者の公職選挙法に基づき選挙で選任されておりましたが、法律改正により、市長の推薦と議会の同意により選任されるようになります。

私たちは、農業従事者等の議会が、市長の諮問機関になるものであり、民主的な手続きの後退につながることを指摘し、反対しました。

市職員定数条例の

一部改正条例

現行の職員定数条例の改正は、市長部局399人を229人に削減、教育委員会100人から131人に増員、水道部局32人から15人に減らします。

この議案は、市長部局の子育て関係部局の職員を教育委員会の職員にするものであり、私たちはこのような機構改編に反対しました。

都市計画審議会条例

の一部改正

現行の都市計画審議会に、「専門部会」を置き、都市計画の重要・専門事項を調査させるためのものです。これまでの規定では、「専門員の置く」となっていたものです。

付属機関条例の改正

今回の改正は、「市立幼稚園の再編その他必要な事項に関する事務」を実施するために、「市立幼稚園再編等検討委員会」を教育委員会の付属機関として設置するものです。が、この狙っている本質は、市立幼稚園3園の統廃合であることは明白ではないでしょうか。

何故ならば、3程前に1中学校区1幼稚園とする、として高石幼稚園、羽衣幼稚園の廃園を強行したばかりです。

今議会にこのような付属機関を設置条例は、必要はありません。

私たちは、反対の態度を明らかにしました。